

「令和6年能登半島地震」の被災者の方々に対する各種特別取扱いについて

このたびの「令和6年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

日本生命保険相互会社(社長:清水博、以下「当社」)は、今回の「令和6年能登半島地震」の被災者の方々を支援するため、下記の対応を実施します。被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申しあげます。

記

1. 契約貸付について

新規の契約貸付について以下のとおり利息免除の対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域（「令和6年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域。以下同じ）で被災されたご契約者
金利	年利 0.0%
上記金利適用期間	新規貸付日から2024年7月31日まで
受付期間	2024年1月1日から2024年3月31日まで

※受付期間内の新規貸付額のみが利息免除の対象であり、受付期間外の貸付額の利息は免除されません。また、一部のお客様については、金利適用期間終了後に利息免除に伴う差額精算を実施させていただく場合があります。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

①災害死亡保険金、災害高度障がい保険金等

災害関係特約等の約款上、地震等による災害死亡保険金、災害高度障がい保険金等を削減または不支払いとする場合があると規定されていますが、今回は当該規定を適用せず、全額お支払いします。

②入院給付金

<今回の災害によりケガで入院された方への対応>

給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所が発行した領収書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いします。

被災地等の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申し出により、ケガをされた日から入院を開始したものとして給付金をお支払いします。

＜今回の災害により必要な入院治療を受けられなかった方への対応（ケガ・病気を含む）＞
被災地では、病院が満床であるなどの理由により、本来入院による治療が必要なお客様が、当初の予定より早い退院を余儀なくされる場合や、入院できずに自宅・避難所等で療養される場合が想定されます。

このような場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間について入院されたものとして入院給付金をお支払いします。

[上記1・2のお問い合わせ先]

ニッセイコールセンター

電話番号：0120-201-021（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く）

3. 融資関係について

①ニッセイ個人向け住宅融資（住宅ローン・アパートローン）

災害救助法適用地域で被災された方々で、既にニッセイ住宅ローン・アパートローンをご利用いただいているお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・優遇金利による改築資金等の緊急融資のご相談

を下記にて承ります。

担当部署：個人融資管理課

電話番号：0120-934-426（通話料無料）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

②法人のお客様への融資

災害救助法適用地域で被災され、既に当社の融資をご利用いただいている法人のお客様を対象に、

- ・ご返済条件の変更等のご相談
- ・当社の短期貸付基準金利による緊急融資のご相談

を個別に承ります。当社の融資担当者へお問い合わせください。

以上

生 23-5216, 広報部